

NO.	区分	質問	回答
1	対象者	どのような理由で利用できますか。	保護者の方のリフレッシュ、学校行事、通院、自己実現、残業など幅広い理由で利用できます。また、ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする方も利用できます。
2	対象者	共同保育とは何ですか。	保護者とベビーシッターが共同して保育することで、子育ての不安を解消することを図ります。なお、保護者が契約において同意していること、保護者は常に保育に関わっていることが必要です。
3	対象者	保護者が不在時、ベビーシッター1人が、補助対象児童2人の保育をする場合、補助対象となりますか。	補助対象になりません。補助対象児童2人の場合は、ベビーシッター2人でないと補助対象になりません。
4	対象者	兄弟姉妹で利用する場合、児童と同数のベビーシッターを派遣してもらう必要がありますか。	児童と同数のベビーシッターを派遣してもらう必要があります。共同保育を利用する場合は、1人のベビーシッターで兄弟姉妹の保育が可能です。ただし、事業者によっては共同保育の依頼を受け付けていない場合がありますので、詳しくは事業者へ問い合わせてください。
5	対象者	保育園などに入園していても対象ですか。	保育園などの保育施設に入園していても対象となります。
6	対象者	育児休業中でも、この事業を利用できますか。	はい。利用できます。
7	対象者	実家が生駒市にあり里帰りする場合、対象になりますか。	事前登録申請日、利用日に生駒市に住民登録があることが要件ですので、住民票が生駒市にない場合は対象外です。本事業の対象者は、事前申請日及び利用日に生駒市に住民登録がある児童とともに市内に居住し、住民基本台帳に登録されている方です。
8	対象者	子どもの住民票が生駒市にない場合対象になりますか。	サービス利用日及び事前登録申請日において、住民票が生駒市にない場合は対象外です。
9	対象者	サービス利用時は生駒市内に住んでいましたが、現在（補助金申請時）は市外に在住しています。この場合、補助金を申請できますか。	はい。生駒市在住時に利用した分が補助の対象となりますので、市外に転居していても補助金を申請できます。
10	時間・期間	対象となる利用日、利用時間帯はいつになりますか。	24時間365日補助対象になります。

11	時間・期間	補助の対象となる期間は、いつからいつまでになりますか。	事前登録申請後、2週間程度で利用者証を発行します。令和7年度の申請は、利用者証発行後～令和8年3月31日の利用分が対象です。
12	利用料	補助対象となる料金はどのようなものですか。	補助対象となるのは、事業者が提供した保育に係る費用です。育児支援、外出支援、送迎支援、家事支援が対象です。ただし、入会金、会費、交通費、キャンセル料、保険料、おむつ代等の実費等、サービス提供に付随する費用は補助対象外です。
13	利用料	保育と家事援助を同時に依頼した場合、補助対象となりますか。	保育をしながら家事をする場合は、補助対象となりません。一方で、ベビーシッター1人に児童1人の保育という保育基準を満たし、保育と家事の時間が明確に区別できる場合は、保育の部分のみ補助対象となります。
14	利用料	クーポンや福利厚生で割引を受けた場合でも補助申請できますか。	割引を受けた利用料は、補助対象外です。
15	場所	自宅以外で保育をお願いした場合も、補助の対象になりますか。	預かり場所の制限は設けていません。契約した事業者が対応可能であれば、自宅以外での保育も補助対象となります。
16	対象事業者	どの事業者を利用すればいいですか。	奈良県のホームページ「ベビーシッター利用支援事業登録事業者一覧」に記載されている事業者のみ利用できます。
17	対象事業者	市が事業者を紹介してくれるのでしょうか。	市が特定の事業者を紹介することはありません。登録事業者のホームページ等をご覧のうえでお選びください。
18	利用の流れ	事業者と契約する際に、注意すべき点がありますか。	①契約前に厚生労働省が定める「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」（厚生労働省ホームページ）をご確認ください。 ②契約する際に「奈良県のベビーシッター利用支援事業を活用したい」と申し出てください。
19	交付申請	補助金申請書（兼請求書）内の氏名は領収書の氏名と異なってもよいですか。	補助金申請書（兼請求書）内の申請者氏名は領収書氏名と同一としてください。ベビーシッターの利用者、補助金交付申請者、振込口座名義、領収書の氏名は同じ方である必要があります。
20	交付申請	年度途中ですが、今後利用する予定がないので、申請期間前に申請してもいいですか。	申請期間中に申請してもらう必要があります。令和7年度利用分は令和8年4月1日～4月15日の間に申請してください。

21	交付申請	交付申請の書類が申請期間に間に合いません。遅れて提出しても受付してもらえますか。	申請期間外の申請はいかなる理由があっても受付できません。 令和7年度利用分は令和8年4月1日～4月15日の間に申請していただく必要があります。
22	交付申請	申請期間中に市役所に行くことができません。郵送でも受付してもらえますか。	郵送でも受付可能です。郵送の場合、令和8年4月1日以降の消印で送付してください。また締め切りは4月15日必着です。